

制定 令和3年遠野市告示第146号
一部改正 令和4年遠野市告示第 74号
一部改正 令和5年遠野市告示第 7号
一部改正 令和5年遠野市告示第 33号
一部改正 令和5年遠野市告示第 74号

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）その他の経済対策の総合的な対策とあいまって、市内の中小企業等の経営の安定化を図るため、融資を受けた中小企業等が、当該融資に係る岩手県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を受けるための信用保証料の支出に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 遠野市中小企業振興資金融資あっせん条例（平成17年遠野市条例第120号）第3条第1号に規定による中小企業者をいう。
- (2) 信用保証料 岩手県信用保証協会が定める信用保証料徴収事務取扱要綱の規定による信用保証料をいう。
- (3) 取扱金融機関 遠野市中小企業振興資金融資あっせん条例第2条の規定に基づき指定された金融機関をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有する中小企業者のうち、次の各号に掲げるいずれかの融資を受けた者とする。

- (1) 遠野市中小企業振興資金融資あっせん条例に基づく中小企業振興資金の融資
- (2) 遠野市商工観光振興資金利子補給要綱（令和3年遠野市告示第49号）第6条第2項の規定に基づく通知で承認を受けた岩手県商工観光振興資金の融資
- (3) 遠野市小規模小口資金利子補給要綱（令和3年遠野市告示第50号）第6条第2項の規定に基づく通知で承認を受けた岩手県小口事業資金の融資

2 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除く。

- (1) 市税の申告をしていない者（事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をし、又は法人を設立し、新たに事業を開始した日から一年経過していない創業者を除く。）
- (2) 市税の滞納がある者
- (3) 公序良俗に反する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定す

る規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(6) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

（補助金の額）

第4条 補助金の交付対象経費は、補助金の交付対象者がこの告示の適用の日から令和5年12月31日までの間に保証協会に支払った信用保証料（以下「補助対象保証料」という。）とし、補助金の額は、次の各号に掲げる信用保証料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同一の補助事業者に対して交付することができる補助金の総額は、融資のあった日の属する年につき、10万円を限度とする。

(1) 設備資金に係る信用保証料 補助対象保証料に相当する額

(2) 運転資金に係る信用保証料 補助対象保証料の2分1に相当する額

(3) 保証協会が補助対象保証料の分割納付を認めたものに係る信用保証料 補助対象保証料の初回の納付額に相当する額

(4) 保証協会による既存の融資に係る債務を完済することを条件として付された信用保証料 補助対象保証料の額から当該既存の融資に係る返戻保証料の額を控除した額に相当する額（ただし、返戻保証料を補助対象保証料の支払いに充当した場合に限る。）

(5) 前4号に掲げるもの以外の信用保証料 補助対象保証料に相当する額

2 前項の規定により算定した補助事業者に対し交付される補助金の額の合計額が、当該融資のあった日の属する年において10万円を超えるときは、10万円を限度に補助金を交付する。

3 前2項の規定に関わらず、交付対象者が融資を受けた債務の借換えを行った場合は、補助金の交付対象者が支払った信用保証料の額の算定における当該融資を受けた債務の超過額に相当する額を補助金の交付対象経費とみなす。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類及び添付書類の提出期限等は、別表のとおりとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に通知する。

（信用保証料の返戻を受けた場合の措置）

第7条 補助事業者は、保証協会から保証承諾期間の満了前に信用保証料の返戻を受けたとき（補助対象保証料が生じる融資に借り換える場合で、第4条第4号の信用保証料の額が0円を超えるものを除く。）は、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を返還しなければならない。

(1) 補助対象保証料が生じる融資に借り換える場合 既存の融資に係る返戻保証料の額のうち、既存の融資に係る補助対象保証料の額及び借り換える融資に係る補助対象保証料の額

の合計額から補助金の額を控除して得た額を超える部分に相当する額

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 既存の融資に係る返戻保証料の額のうち、既存の融資に係る補助対象保証料の額から補助金の額を控除して得た額を超える部分に相当する額（ただし、運転資金に係る融資の場合は、既存の融資に係る返戻保証料の2分の1の額のうち、既存の融資に係る補助対象保証料の2分の1の額から補助金の額を控除して得た額を超える部分に相当する額）
- 2 前項に規定する届出は、遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金変更届出書（様式第3号）に、保証協会から返戻された信用保証料の金額が確認できる書類の写しを添付して行うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する届出があったときは、その内容を審査し、補助金の返還額、返還の方法、返還の期限その他補助金の返還に関する事項を当該届出者に通知する。
- （債権譲渡の禁止）

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

（検査等）

第9条 市長は、補助金の交付の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は職員に、帳簿、証拠書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは取扱金融機関に質問させることができる。

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和3年9月16日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年3月31日告示第74号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和4年3月31日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和4年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前による規定により現に補助金の交付を受けている者の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月10日告示第7号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和5年1月10日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この告示による改正後の遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付要綱（以下「改正後の告示」という。）第4条及び第7条の規定は、令和4年1月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 施行日において現に補助金の交付を受けている者又は施行日以後に補助金の交付を受けることとなった者の補助金の交付については、改正後の告示の規定を適用する。

附 則（令和5年3月20日告示第33号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和5年3月20日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この告示による改正後の遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付要綱（以下「改正後の告示」という。）第4条及び第7条の規定は、令和4年1月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 施行日において現に補助金の交付を受けている者又は施行日以後に補助金の交付を受けることとなった者の補助金の交付について、改正後の告示の規定を適用する。

附 則（令和5年3月31日告示第 号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の廃止の日から施行する。ただし、この告示による改正後の遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付要綱（以下「改正後の告示」という。）第4条及び第7条の規定は、令和5年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の規定により現に補助金の交付を受けている者の補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付申請書 1 信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し 2 信用保証料の支払が確認できる書類の写し 3 市税納税状況等確認承諾書	第1号 第2号	令和6年1月31日
規則第6条第1項第1号に規定する書類	遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金変更届出書	第3号	変更の理由が生じた日から30日以内又は市長が別に定める日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金請求書	第4号	交付決定の日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付申請書

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 取扱金融機関 銀行（信用金庫） 支店

2 制度融資の利用状況

制度融資の名称 （資金の用途）	資金 （ ）	資金 （ ）	資金 （ ）
融資実行日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
融資額 （利率）	円 （年 %）	円 （年 %）	円 （年 %）
返済期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで
信用保証料率	%	%	%
信用保証料の支払日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
信用保証料の額	円	円	円

* 制度融資の名称は、遠野市中小企業振興資金、岩手県商工観光振興資金 又は 岩手県小口事業資金 のいずれかを記入

* 資金の用途は、設備資金 又は 運転資金 のいずれかを記入

* 補助金申請の際は、上記に記載した信用保証料に係る信用保証書の写し 及び 信用保証料を支払ったことを証する書類 を添付

3 補助金の額の計算（信用保証料の支払額）

	信用保証料の額の計 (A)	補助率 (B)	補助金の額 … (A) × (B)
設備資金	円	10/10	円
運転資金	円	1 / 2	円
合計	円		円 (C)

4 補助金の交付申請額

円 … 3 (C)

様式第2号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金の審査のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者の職名及び氏名）

※代表者氏名は 自署式で署名 又は 代表者印(マル印)の押印 をしてください。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金変更届出書

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金について、岩手県信用保証協会から保証料の返戻を受けたので、遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり届出します。

1 交付決定の内容

- (1) 交付決定年月日及び文書番号 年 月 日付け 第 号
(2) 補助金の交付決定額 金 円

2 岩手県信用保証協会から返戻された保証料の内容

- (1) 信用保証料の返戻された日 年 月 日
(2) 返戻された保証料の額 金 円

3 取扱金融機関 銀行（信用金庫） 支店

4 添付書類 保証協会から返戻された信用保証料の金額が確認できる書類の写し

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者職氏名）

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金請求書

遠野市中小企業等事業資金緊急対策信用保証料補助金について、次のとおり補助金を請求します。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定年月日及び文書番号 年 月 日付け 第 号

(2) 補助金の交付決定額 金 円

2 補助金の請求額 金 円

3 取扱金融機関 銀行（信用金庫） 支店

4 振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種別

(4) 口座番号

(5) 口座名義（フリガナ）